

Title	英独市政比較論 ( 其の二 )
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.4 (1914. 5) ,p.480(100)- 494(114)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140501-0100">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140501-0100</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

行と合同して一千萬馬克の「ブラジル」銀行を建設したり。其他「ベノスアイレス」の「トロッキスト」商會に投資し「アントワープ」の「ドウ、パレー」商會と提携するに至り、智利獨逸銀行の如きも一八九五年一千萬馬克の資本金を以て同行の監督の下に設立せられたるものなり。此外尙伊太利自耳義羅馬尼亞ブルガリア等に於ける銀行或は工業會社に對し勘からざる投資をなせり。只一九〇〇年に至る迄倫敦に自行の支店を設けることをなさざりき。

獨逸株式諸銀行が海外取引に對し如何に其力を傾注せるかは倫敦に於ける國際爲替手形引受業務の成績に徴するも獨逸銀行「ドレスデン」銀行の如き諸銀行倫敦支店に於ける手形引受額は之を專業とせる商人銀行に劣らざる金額を示し徒に在來の經路を辿りて保守的營業を營むを以て特色としたる英國預金銀行が漸次國際手形引受の如き海外取引に染手するの餘義なきに至りた

る最大動機は外國銀行殊に獨逸諸銀行の壓迫によるものと稱せらるを見れば其發展の一端を知るを得べし。(未完)

### 英獨市政比較論 (其の二)

村田岩次郎

英國々會の都市に臨むや、猶封建諸侯の所領に對するが如く、都市に關する法律も市民及び都市の自由よりは、寧ろ特權の設定維持を眼目としたのであつた。議會は都市の要求を容るゝに吝かであると同時に、議員の財産の保護に重きを置き、之が爲めには所有ゆる手段を講じ、所有ゆる方法を廻らしたのである。

十九世紀中幾多の大都會は大地主の所有地内に發生したのであるが、現に今日、貴族院を支配し、庶民院に於て亦相當の地歩を占めて居る地

主階級は、英國內の土地の殆んど全部を所有し大多數の人民から地代を徴して居るのである。市の住民は貧富を問はず、一様に借地人である彼等の家や工場や事務所の建てられて居る土地は彼等自身の所有地ではない、彼等は恰も紐育の「アストア」家の所有地内に於ける借地人の様な者である。英國が未だ純然たる農業國であつた時代の土地所有者の子孫が今日尙依然として其土地を所有して居る。而して此の一事は英國の貴族が飽くまでも富裕で有り、爾餘の者が飽くまでも貧困で有る事情を説明するに足るのである。土地獨占の制度及び地主階級の政治的勢力を慮外に置いて英國の都市を了解することは出来ぬ。

土地獨占の範圍は殆んど信じ難い程である。聯合王國內の土地の四分の一は實に僅々千二百名の大地主が獨占して居る。而して六千二百名の

大地主は更に他の四分の一を獨占し、爾餘の土地は三十一萬二千五百五十名の地主の所有する所である。驚くではないか、僅か二十二名の大地主が實に四百五十萬英加の廣大なる土地を所有し、人口七百萬を算する倫敦の土地の過半は九名の大地主が獨占して居るのである。斯くの如くして都市は大地主の所有地内に發達し、地主連は額に汗せずして、借地人は殖え、地代の收入は益々増加すると云ふ順境に身を置いたのである。

貴族の所有地は世襲財産として保護せられ、所有者自身が望むも之を賣飛ばすとは出来ぬ。又一般の慣習上、借地人が土地に加へた改良は賃貸期限の満了と共に無償にて地主の手に歸することになつて居る。斯くして地主連は借地人の加へた土地改良の結果を横取りして、賃貸契約の更改に際しては地代を引上げること努める

加之、地主議員は無数の特權を設定し、他人にして之に指を染めんと欲せば、大なる損失を忍ばざる可からざるが如き策略を廻らしたのである。市場の所有は土地に附帶する權利である。故に若し都市にして市場を開設せんと欲せば、都市は土地の使用に對してのみならず、市場を維持するの權利に對して賠償を爲すの義務が有る。都市は強制收用の權を持つて居らぬ、都市は先づ地主と交渉し、地主の提出條件に基いて所用の土地を手に入れ、更に議會に訴へて事業に付ての許可を得なければならぬ。倫敦の市民七百萬は「ベッドフォード」家所有の「カヅエントガーツン」市場に依頼して居る。而して同家が之より得る所の収入は實に莫大なるものである。英國の貴族院は殆んど純然たる地主連の團體である。貴族院の權限は近頃に至つて種々の制限を蒙るに至つたのであるが、地主階級の勢力

は庶民院にも及び、保守黨は勿論、自由黨に於ても亦相當の地歩を占めて居る。然も更に更に重要なるは、前世紀中に制定せられた地主階級特權擁護の法規の存在することである。都市の自主的行動に對しては、其處に無数の制限が有る。都市の自由を拘束する法規慣例は、其處に山積して居るのである。佛蘭西の大革命は階級的特權を打破したのであるが、英國には未だ曾て斯くの如き革命が起らなかつた。英國は封建的陋習の打破を絶叫す可き一人の「スタイン」無く、一人の「ハルデンベルヒ」無くして今日に至つたのである。

階級政治の弊は殊に地方課税制度の上に現はれた。斯の制度の下に於て地方税を負擔する者は借地人である。寔に不可思議な話であるが、土地は土地として全く租税を負擔して居らぬ。然り土地は英國が未だ純然たる農業國であつて、

倫敦の如きも一村落に過ぎなかつた十七世紀末葉以來課税せられて居らぬ。地主は地價の査定を肯せず、又一九〇九年の豫算が自由黨政府に依て採用せらるゝに至つたまでは、地主階級の負擔の増加を敢て許容しなかつたのである。

既に記したるが如く、總べて地方税は借地人の負擔する所である。米國では地價を査定し、此の評價に準じて百分の一乃至二の地方税を賦課するのであるが、英國に於ては借地人が實際に支拂ふ所の地代を標準として地方税を課するのである、例へば年一千圓の地代を支拂ふ借地人は別に年三百圓乃至五百圓の地方税を負擔するのである。

是に於て乎五百の地方團體は互に相結東して米國流の地價を標準とする課税制度の採用を議會に要求したのであるが、地主議員の支配する議會は固より之を容れなかつたのである。若しも

地主輩が地方税を負擔することとなれば、年四億圓の収入はあらう、現に紐育市のみにても約一億六千萬圓の収入がある。

斯くの如き地方課税制度の存在は、手もなく貧民及び貧民窟の存在する所以なのである。都市の外觀の振はざるものもあるも亦之が爲めである土地所有者は其の所有地を不用の儘に打捨て置くことが出来る。而して其の結果は夥多の住民が小區域に密集するに至り、地代は昂騰し、陋屋は楯比し、醜き長家と貧民窟とは容赦なく發展するのである。

然り、英國は正に土地所有者の樂園である、土地所有者は土地を改良するの必要に迫られず、未來永劫之を捨て、顧みぬことを得る結果として、狹隘なる地域内に建て得る限りの家を建て住ひ得る限りの人を住まはせ、然も其處に住み切れぬ者は殆んど禁止的高價な地代を支拂はねばならぬ地域に移る可く餘儀なくされるので

ある。英國の都市が農業地に近接して建設せられ、無数の長家が幾百英加の田園を背景として展開するを見るは、全く之が爲めである。土地所有者は其の土地が宅地として絶對の必要を感ずるに至るまでは、之を放棄して敢て顧みぬことが出来るのである。

議會は都市に對して地主階級の利益を擁護す可き種々の手段を講じた。勿論、都市は餘り新奇な危険な事業でない限りは、概して之を經營すること左程困難ではない。例へば市街鐵道、瓦斯事業、模範的家屋の建設等である。併し都市が是等の事業を爲すに方り、豫め議會の同意を得なければならぬ。地方局は先づ入念なる調査を爲したる上、報告書を議會に提出し、議會は然る後許否を決するのであつて、都市は許可を得た場合に於ても諸種の條件に服従せねばならぬ義務がある。貧民窟の改造は地主議員が土地所有者の損害が補填せらる可しと認められた場合に

於て始めて許可される、船渠其他の事業に付ても亦同様、地主議員に諮つて許否が決せられるのである。特權階級は斯くして特權の擁護に努める。然も法律は事業の經營、經營費、及び損害測定の方法に付て詳密の規定を設くるの例である。議會は都市の爲めに都市を監督するに非ずして、政治上の羈權を握れる階級の爲めに都市を監視するのである。

一個の大都市に關するものと雖も、法規の数は更に夥しい。議會は地方廳が權限擴張の爲めに提出する局地法案審議の爲めに多大の時間を費消する。局地法案は市會之を起草し、其の地方を代表する議員に託して之を議會に提出する。而して總べての利害關係者は其の通告を受けて玆に審査會を開く。該案が若しも資金の支出を要するものなるときは、地方納稅者の承認を得なければならぬ。

都市は又地方局及び商務局の監督を受ける。

是等の官廳は普國の内務省に相當し、其の總裁は内閣員である。地方局は市債を許否し、且つ監督する。又都市の新事業計畫を調査し、地方教育事業を管理し、救貧監督會を監督する。一九〇九年の都市事業法は地方局に委するに郊外の擴張、衛生設備の進捗に關する一切の提案の審査權を以てした。(註)

(註) 都市事業法第十五條は、同法制定後、倫敦に於ては四十磅、人口五萬以上の地方都市並に市街地に於ては二十六十磅、其他の場所に於ては十六磅の賃貸料を以て家、若くは家の一部を貸與したる場合に適用せられ、家主は其の期間

内、所有する點に於て、人の居住に適切なる設備を具へる義務が有る。地方廳に於て、若しも其の設備具はらずと認定したる場合には、家主に督促狀を發して必要の施設を整へしめるのである。家主が右の督促狀に接して猶も改良を加へざる時は、地方廳は家主の費用に於て必要の設備を具ふる權限を持つて居る。此の權限は法律制定後、地方廳の大に利用する所となつたのである。即ち一九一一年三月十一日迄に督促狀を發したるもの實に一萬八千九百二十七戸に及び、其後翌年の同月同日までに督促狀を發したるもの四萬八千六百六十戸の多きを算するに至つた。一九〇九年十二月三日より一九一二年三月三十一日まで、地方廳が都市事業法第十五條を如何に多く利用したかは次の表が能く説明して居ると信ずる。

(地方廳)	(倫敦府内)	(ボロ)	(カウンティ)	(其他の)	(市街地)	(郡)	(區)	合計(英國及威爾斯)
(其の數)	元	五	五	二五〇	八〇	六五	一八元	
(督促狀を發したる地方廳)	五	五	三	一七	五〇七	五八	一三〇	
(督促を受けたる戸數)	九七	一〇、八七	五	八五三	一八七四	三、六七	三、〇七	
(家主に於て閉鎖したる戸數)	四	六		三四	六八	七三	一、八七	
(督促に従ひて改良されたる戸數)	六七	八、九〇		五八三	三、二五	一四、六六	四、三二八	



居る。獨逸の都市とは大に趣を異にして居るのである。

然らば何が故に英國の都市は斯くまで外觀美に缺如して居るかと云ふに、是れ全く土地所有者に土地改良の必要なく、借地人に土地改良の精神なきが爲めである。土地に加へた改良は契約期間の満了と共に無償にて地主の手に歸することになる、然る借地人が土地に加ふる所の改良は地主の指圖に従はねばならぬ。故に現行の土地所有制度並に課税制度の下に於ては、建築美を奨励する動機も、個人の好尚を體現する機会も共に缺如して居るのである。

且つ又貴族は田舎貴族であつて、其の生活は都會的生活でない。彼等は田舎に居住し地代に依りて衣食して居る。而して唯暫時倫敦に歩を運ぶ位なものである。彼等は固より商事を厭ひ、商事に與らぬ。都市は建築家を奨励せず、又美術家を助成しなかつた、何となれば一國民の藝術

及び教育は常に統治者階級の利害を反映するものであるからである。

斯くの如く地主階級と都市との間には、其處に大なる溝渠が横はつて居る爲めに、議會をして都市に對すること猶愛蘭に對するが如くならしめたのである。都市は國民の思想を支配せねば、又社會の文物に影響を與へても居らぬ。英國人にして都市に關する權威ある著述を公にしたる者、果して幾人有りや、又其種の著書果して幾何有りや。其の寥寥たること猶曉天の星を望むが如くである。獨逸に比して大なる遜色あるを免れぬ。又大學に於ける市政の研究も米國とは雲泥月隘の相違が有る。

英國の都市と米獨兩國の都市とは、殊に經濟的基礎を全く異にして居る。而して此の經濟的關係は都市の選舉民の心理に至大の影響を及ぼすのである。地方税の誅求は甚だしい、其の税額は借地人の支拂ふ地代の四分の一乃至二分の一

に達する。されば選舉民は都市の新事業、新計畫に對しては、先づ地方税増徴の危険なきや否やを憂慮するの常である。而して市會議員亦同一の態度見解を以て都市の事業に對する、何となれば議員も亦地方納税者であるからである。英國市會の節約主義は、即ち斯の事情に基因して居る。市會が絶対に必要なる事業以外に、資金の支出を望まざるも亦之が爲めである。都市事業の運動は、其の事業經營に依りて地方税の負擔を軽減せんと地方納税者の希望に主として胚胎して居る。(註)

(註) 次の表は一九二〇—二一年の一年間に於ける英國公私

人	口	一、七五〇、〇〇〇
買収年次	一八八	
資本額	一七、五五、八七〇弗	
總收入	四、七五、七〇〇弗	
經營費	二、六五、八〇〇弗	
經營費の總收入に對する比率	五、六パーセント	

五斯事業の状態を示す。

地方廳		私設會社	
個數	二九八	個數	五一
投入資本額	一五、〇〇、五〇〇弗	投入資本額	四、〇〇、九〇〇弗
總收入	四、一八、七〇〇弗	總收入	一、〇二、三、二〇〇弗
經營費	一、五三、二五〇弗	經營費	六、五〇、六〇〇弗
經營費の總收入に對する比率	三、六パーセント	經營費の總收入に對する比率	七、四、七パーセント
純收 益	二、六五、四五〇弗	純收 益	二、五、七、五〇〇弗
純收益の投入資本額に對する比率	九、五パーセント	純收益の投入資本額に對する比率	五、八パーセント
消費者の數	二、六六、一八八	消費者の數	三、五二、七三三
一千立方呎に對する平均料金	六仙	一千立方呎に對する平均料金	六仙

次の表は英國四大都市の市營街衢の成績(一九二一年)を示す。

マンチエスター	リヴァプール	シエツフィールド
人口	九〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇
1901	一八六	一八九
資本額	九、九三、〇〇〇弗	六、七四、八〇〇弗
總收入	四、〇〇、〇〇〇弗	二、九七、七〇〇弗
經營費	二、五五、七〇〇弗	一、九六、五〇〇弗
經營費の總收入に對する比率	六、四パーセント	六、七パーセント

純 收 益	二、〇八、五五弗
純収益の資本額に對する比率	二一・八パーセント
負 債 利 子	三、七、五〇弗
負 債 償 却	四、八、四〇弗
剩 餘 金	一、三、六、五五弗
地 方 稅 輕 減 額	三、三、五〇弗

次の表は公私街鐵經營(一九一〇年)の状態を示す。

地方廳		私設會社	
投入資本額	三〇、四、二五弗	一四、七〇、五〇弗	
總 收 入	四、七、七〇弗	一七、五、三三弗	
經 營 費	元、四、三六弗	二、七、九七弗	
經營費の總收入に對する比率	三〇・〇パーセント	三三・五二パーセント	
純 收 入	一八、〇〇、五五弗	六、七七、九六弗	
純收入の投入資本額に對する比率	八〇・〇パーセント	四六・〇パーセント	
乘 車 客 數	二、〇三、四三、〇〇人	六、五、四三、四八人	
一人當り乘車賃	二・二仙	三・四仙	

獨逸の都市を支配する實業家連は自から地方稅の大部分を負擔する。彼等は英國に於けるが如く、借地人に依頼することなく、又羅甸諸國に

一、四、四、七〇弗	九、九、四、五五弗	六、八、五五弗
一四、六、八パーセント	九、八、六パーセント	九、八、七パーセント
六、四、四五弗	二、五、五〇弗	三、三、一四弗
二、四、三〇弗	二、三、五〇弗	一、九、四〇弗
六、六、五〇弗	四、九、三〇弗	三、六、〇〇弗
四、一、五〇弗	一、三、七五弗	三、三、七五弗

於けるが如く、消費者に依頼することなく、所得、營業、土地及び財産に課稅し、地方稅の殆んど全部が富裕者、即ち資産家階級から徴收されるのである。

抑も土地は、地方政府の自然的財源である。何となれば地價たるや個人的努力の結果と云はんよりは寧ろ社會的努力の成果と見る可く、地方稅賦課の目的として最も當を得るものであるからである。是れ即ち獨逸の都市が課稅の標準を地代に求めずして、之を地價に求むるに至つた所以である、又土地増價稅の存在する理由でもある。然り、英國五百の地方廳をして議會に請ふに地價を標準とする地方稅の賦課を以てする

に至らしめた理由も亦此に在つて存するのである。

英獨市債の大部分は市街鐵道、瓦斯及び電氣事業、船渠、波止場、屠場、市場等の經營に投せられるのであつて、常に負債利子を支拂ひ得るのみならず、多額の剩餘金をも生ずることが屢屢ある。伯林市の負債は二億圓に達して居る、併し官吏員の語る所に依ると下水田の價値は非常に増加し、今日之を賣却せば同市の全負債を償却することが出來ると云ふことである。加之市債の中、十七萬圓は有利の事業に投入せられて居る。

平均人口二十萬以上を有する十三個の英國都市の負債平均額は一人當り二百圓以上になる。獨逸に於ては一人當り百七十圓である。但し「ミューニヒ」の一人當り負債額は二百五十圓、「デュッセルドルフ」市は二百六十圓、「シャーロットンブルグ」は二百四十圓である。米國の都市の

平均負債額は遙かに少ない。「シカゴ」市の一人當り負債額は僅かに八十八圓弱である。(註)

(註) 次の表に記せる數字は總べて一九〇八年の統計であつて、生産的の事業には街鐵、瓦斯電燈、水道、浴場等を包含し、不生産的の事業には學校、道路、下水工事等を包含する

都市	人口	市債	生産的の事業	不生産的の事業
伯 林	三、〇〇、〇〇〇人	九、三、四、〇〇〇弗	七、七、七〇〇弗	一、五、七〇〇弗
エムベル	一、六、〇〇〇	三、五、五〇〇	七、三、三〇〇	六、二、二〇〇
ヘルト	一、六、〇〇〇	九、五、〇〇〇	二、八、七〇〇	四、六、三〇〇
ハ ー	一、七、七、七六	九、五、〇〇〇	二、八、七〇〇	四、六、三〇〇
グーリン	五〇、六二	三、二、八、〇〇〇	二、二、七〇〇	一、〇、一〇〇
グレート	二、七、三、八	一、五、〇〇〇	七、七、七〇〇	七、五、三、九〇
マクテグ	六、七〇	三、九、三、〇〇〇	三、九、三、〇〇〇	一、一、七〇〇
レムシ	二、四、〇〇	六、五、五〇〇	三、三、三〇〇	六、三、二〇〇
デュッセル	二、四、〇〇	六、五、五〇〇	三、三、三〇〇	六、三、二〇〇
都 市人口(一九〇八年)市債(一九〇八年)生産的の事業 不生産的の事業				
ライラダ	一、五、三、三	六、三、三	七、七、七	六、三、三
ルファイヤ	一、五、三、三	六、三、三	七、七、七	六、三、三
クリン	五、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三





の發達は市長の畫策に因る所甚だ大なるものがある。

市長の敏腕が都市の發展を促進した第二の實例は、之を「ヂュッセルドルフ」市に求むる事が出来る、一八九八年「マルクス」博士が同市の市長に選ばれた頃は人口二十萬に満たぬ小都市に過ぎなかつたのである。然るに博士は著々住民と事業とを吸引するの畫策を進めたのであつた。市街鐵道、電燈事業、其他の諸事業の爲めに市の負債は一人當り二百圓の多きを算するに至つた。今日に於ては人口三十五萬を越え、一方工業の中心地たると共に、他方美術文藝の府となり、一度此地に杖を曳く者をして「華麗なる都市」と叫ばしむるには至つたのである(未完)

### 屯倉について

大化革新以前の土地制

松本彦次郎

栗田博士によつてもかくも莊園の研究は明せられ、爾來學者の此問題に向つて注目するものも漸く出來、殊に福田内田の兩博士は經濟史の方面より、新進史家としては柴、芝、川上の三文學士の論文も發表せられて重要なる此問題の前途は洋々たるものであるが、古事記、六國史の根本的研究は充分でない爲めに補足すべきもの極めて多いと思ふ。

莊園の研究になれば記録も文書も相應にあるから其研究は困難であるけれども史實としては正確なるものを得るかも知れぬが莊園以前の土地研究については事實の研究に加ふべき想像は極めて多いので諸種の説は起ると思ふ。今日まで

發表せられたる論文の中で此問題に觸れてゐるものゝないではないが総合的でなく局部的の研究は多い。福田博士の日本經濟史論は総合的に古代の社會を論じたことは從來の部分的研究に對して今後と雖も動かすべからざるものと思ふけれども博士自身が序文にも敘した如く、博士の材料としたる論文の中には記録の研究法を過つたものもあると思ふ。

記紀は其編纂年代の進んだ政治道德を其以前の年代に持ち運んだ所もあるので日本語にて表現せる詩歌は比較的原始民族の思想を傳へてあるけれど敘情詩敘事詩は多いから經濟的生活の表現とは縁の遠いものである。所が日本民族の原始生活を知るには語源を知ることが大切である藝術的價值ある古事記は此點はよいけれど經濟史實に於いては書記の方は遙かに多い。所が書記は漢字をあてはめてゐる點は不便であるけれども大切の所に萬葉假名でよみがついてゐるから

或る點は古事記よりも研究に値する。書紀古事記の製作年代より上代民族の生活を回顧するとは頗る困難である。今日であれば世界中現存せる原始民族の比較研究より經濟的開展の順序を想像することは却つて記紀編纂の年代よりよい點もないとも限らない。けれども亦世界民族開展の順序をすぐに我歴史にあてはめることも誤りを生ずる。日本民族と雖も大體に於いて他民族と同一開展の徑路をとつたことは疑ひなけれども記紀編纂者が歴史をかきとめし年代以前に於いて原始民族の狀態を終つてゐないとも限らない。例へば狩獵時代農業時代の如きも既に天照大神の時代に此兩時代のものは並び存してゐる。神話學者と稱する高木敏雄氏の如き最近の郷土研究に於いて神代を以て殆農業時代と考へてゐる如き農業に關する字句の拾ひ集めてあつて人間生活と云ふ考へはない様である。福田博士は我大和民族移轉時代を以て漁業時代と暗